

バリアフリー協議・変更協議申請必要図書（規則別表第2に一部追記）

別表第2（第4条及び第12条関係）

1 条例第2条第2項第1号エに掲げる施設以外の対象建築物等
 旅客施設以外の対象建築物等

図 書	明 示 す べ き 事 項
☐ 付近見取図	☐ 方位 ☐ 道路及び目標となる地物
☐ 配 置 図	☐ 縮尺 ☐ 方位 ☐ 敷地の境界線 ☐ 土地の高低 ☐ 敷地が接する道等の位置 ☐ 対象建築物等及びその出入口の位置 ☐ 令第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造のエレベーターその他の昇降機の位置 ☐ 敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊り場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。） ☐ 敷地内の通路に設けられる手すり並びに点状ブロック等及び線状ブロック等の位置 ☐ 敷地内の車路及び車寄せの位置 ☐ 駐車場の位置，車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅 ☐ 案内設備の位置 ☐ その他バリアフリーの促進のために設ける設備の位置

☐ 各階平面図	☐ 縮尺 ☐ 方位 ☐ 間取り ☐ 各室の用途 ☐ 床の高低 ☐ 対象建築物等の出入口及び各室の出入口の位置及び幅 ☐ 出入口に設けられる戸の開閉の方法 ☐ 廊下等の位置及び幅 ☐ 廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等の位置 ☐ 階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊り場を有する場合にあっては、踊り場の位置及び幅を含む。） ☐ 階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置 ☐ 傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊り場を有する場合にあっては、踊り場の位置及び幅を含む。） ☐ 傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置 ☐ エレベーターその他の昇降機の位置 ☐ 車椅子使用者用便房がある便所、令第14条第1項第2号に規定する便房のある便所、条例別表2-4の項第8号に規定する便房のある便所、腰掛け便座及び手すりの設けられた便房（車椅子使用者用便房及び同号に規定する便房を除く。）がある便所、床置き式の小便器その他これに類する小便器がある便所及びこれら以外の便所の位置 ☐ 条例第26条第2項又は別表2-5の項第2号の規定に適合する浴室等の位置 ☐ 車椅子使用者用客室（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第15条第1項に規定する車椅子使用者用客室をいう。以下同じ。）の位置 ☐ 駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅 ☐ 案内設備、避難設備等、公衆電話等、客席、受付又は呼出しのためのカウンター、現金自動預払機等及びベビーベッド等の位置 ☐ その他バリアフリーの促進のために設ける設備の位置	
☐ 断面図	☐ 縮尺 ☐ 土地の高低 ☐ 床の高さ並びに階段及び傾斜路の形状及び寸法	
☐ 構造詳細図 （平面詳細図、展開図等）	☐ エレベーターその他の昇降機	☐ 縮尺 ☐ 籠、昇降路及び乗降ロビーの構造（籠内に設けられる籠の停止する予定の階を表示する装置、籠の現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着する籠の昇降方向を表示する装置の位置並びに籠内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
	☐ 便所	☐ 縮尺 ☐ 車椅子使用者用便房のある便所及び条例別表2-4の項第8号に規定する便房のある便所の構造並びに車椅子使用者用便房、令第14条第1項第2号に規定する便房、条例別表2-4の項第8号に規定する便房並びに腰掛け便座及び手すりを設けた便房（車椅子使用者用便房及び同号に規定する便房を除く。）の構造
	☐ 浴室等	☐ 縮尺 ☐ 条例第26条第2項又は別表2-5の項第2号に規定する浴室等の構造
	☐ ホテル又は旅館の客室	☐ 縮尺 ☐ 車椅子使用者用客室及び車椅子使用者用客室以外の客室の構造

2 条例第2条第2項第1号エに掲げる施設 旅客施設

図 書	明 示 す べ き 事 項
☐ 付近見取図	☐ 方位 ☐ 道路及び目標となる地物
☐ 配 置 図	☐ 縮尺 ☐ 方位 ☐ 敷地の境界線 ☐ 土地の高低 ☐ 敷地が接する道等の位置 ☐ 旅客施設（高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第5号に規定する旅客施設をいう。以下同じ。）及び公共用通路（公共交通移動等円滑化基準第4条第1項に規定する公共用通路をいう。以下同じ。）の出入口，通路，階段及び傾斜路の位置及び幅
☐ 各階平面図	☐ 縮尺 ☐ 方位 ☐ 床の高さ ☐ 旅客施設及び公共用通路の出入口，通路，階段，傾斜路，エレベーターその他の昇降機及び便所の位置及び寸法 ☐ 乗車券等販売所，待合所及び案内所の位置 ☐ 改札口及びプラットホームその他の乗降場の位置及び寸法 ☐ ベビーベッド等の位置 ☐ その他バリアフリーの促進のために設ける設備の位置